

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年6月13日

大阪市人事委員会

委員長 西村 捷三

大阪市人事委員会規則第17号

職員団体の登録に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する規則（昭和36年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）を加える。

改正後	改正前
<p>第1条 職員団体の登録に関する条例 <u>（昭和26年大阪市条例第24号。以下「条例」という。）</u>第2条第1項の申請書又は第4条第2項の届出書は、それぞれ様式第1号又は様式第2号によるものとする。</p> <p>[第2条～第5条 略]</p> <p><u>第6条</u> <u>条例第6条第3項の「人事委員会規則に定める事項」は、名称をいう。</u></p>	<p>第1条 職員団体の登録に関する条例<u>（以下「条例」という。）</u>第2条第1項の申請書又は第4条第2項の届出書は、それぞれ様式第1号又は様式第2号によるものとする。</p> <p>[第2条～第5条 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。